

## 質 問 回 答 書

「令和 8 年度川崎市立学校業務改善等支援業務委託」におけるプロポーザル実施に際し、質問書の提出がありましたので、次のとおり回答します。

質問事項	回 答
<p>・P1 の目的にて、令和 7 年度より実践を行っているとのことですが、実践校 23 校と配置人数はイコールと認識してよろしいでしょうか。(23 名配置)</p> <p>現状従事している方の人数をご教示ください。</p>	<p>・実践校の数と、配置人数はイコールではありません。常時配置するのではなく、受託事業者による実践校へのワークショップ等複数回の訪問などを想定しています。現在対象となっている 2 3 校については、3 名程度の受託事業者（講師）により実践校への支援を実施しております。</p>
<p>・P3 の 11- (4) について、企画提案書は A4 横 5 枚以内とありますが、両面印刷で 5 枚以内（10 ページまで可能）と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、提案書 15 部については製本が必要な理解ですが、正本、副本の用意やインデックス貼付など、製本方法に指定はございますでしょうか。また、提出期日は 3/12（木）とのことですが、何時までの締切となりますでしょうか。</p>	<p>・企画提案書については、両面印刷で問題ありません。</p> <p>・また、製本の方法について指定はございません。審査をする者が読みやすいと思われる形式でお願いいたします。</p> <p>提出期日は 3 月 1 2 日ですが、勤務時間内 1 7 時 1 5 分までであれば問題ありません。ただし、災害（交通災害含む。）などにより到着が遅れる場合にはその旨、御一報いただければと思います。</p>
<p>・P2 の 3- (2) について、これまでに行ってきた研修テーマや内容についてご教示ください。また、各ステージにおいて最適な形式とありますが、これまでの実績として各ステージの実施方法をご教示ください。</p>	<p>・これまで行ってきた研修のテーマとしては、若手教員向けに「タイムマネジメント」、中堅教員向けにミドルリーダーの必要性をテーマとした「ミドルアップダウンマネジメント」、管理職向けに「チームビルディング」の研修などを行ってまいります。実施方法の実績としては、対面講義型（講師のオンライン含む。）、オンライン会議型があります。詳細については未定ですが、次年度は録画によるオンデマンド形式でのものも一部考えております。</p>
<p>・人数規模が大きい場合、同日の中で何度か</p>	<p>・講義については、対象となる教員の業務や</p>

<p>に分けての開催を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>会場設定の都合もあるため、分割での開催は考えておりません。</p>
<p>・P3の3-(3)について、交流会の実施を3回実施とありますが、実施月について今年度の実績をご教示ください。</p>	<p>・今年度については、オンラインにより、6校程度を1グループとして10月(3回)、2月(3回)に開催しております。</p>
<p>・P3の3-(4)について、先生方は日中児童対応など行っており1時間の時間確保は配慮が必要だと認識しておりますが、今年度の実績をご教示ください。また、日中にこのお時間をいただく場合、そのことについては教育委員会様より学校へ周知いただくのか、事業者にて調整するのどちらになりますでしょうか。</p>	<p>・今年度(令和7年度)に実践校として取組を行った学校へのフォローアップとなりますので、今年度の実績はありません。</p> <p>・日程調整などについては、対象となる学校の都合により、教育委員会が調整する場合、事業者が直接連絡をする場合どちらもありうると考えております。</p>
<p>・P3の3-(5)について、保護者や地域の方へのご案内は教育委員会様(学校)が行う想定でしょうか。事業者にて行う場合、どのような形式を取ることになりますでしょうか。</p>	<p>・受託事業者には、事務手続きのお願いをするかもしれませんが、保護者や地域の方への御案内は、教育委員会で行うことを考えております。</p>
<p>・P3の3-(6)について、教育委員会様としてどのような研修を望まれますでしょうか。</p>	<p>・将来的には学校の教職員が自発的に業務、授業改善等の取組を進めることを望んでおります。教育委員会事務局職員(指導主事)についても、学校現場で働く可能性も十分あることから、学校現場での業務改善等に資する研修を望みます。具体的には、会議の開催方法や合意形成の仕方、意識改革などについてのものが望ましいと考えます。</p>
<p>・本業務において、一部再委託を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>・業務の再委託については、本市委託契約約款第5条において、原則禁止をしているものです。ただし、業務の主要な部分でない業務については、合理的な理由がある場合に限り、例外として認めることが可能です。</p>